

特別額

給付金(10万円)

申請手続きのお知らせ

申請受付期限 8月31日(月)

【問合せ】 長浜市特別定額給付金専用ダイヤル (相談窓口案内センター) ☎65-6372



▲市ホームページ (特別定額給付金)



▲総務省特別定額給付金ホームページ

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 長浜市の住民基本台帳に登録されている人
受給権者	給付対象者の属する 世帯の世帯主

1 郵送申請

2 市へ申請書を提出

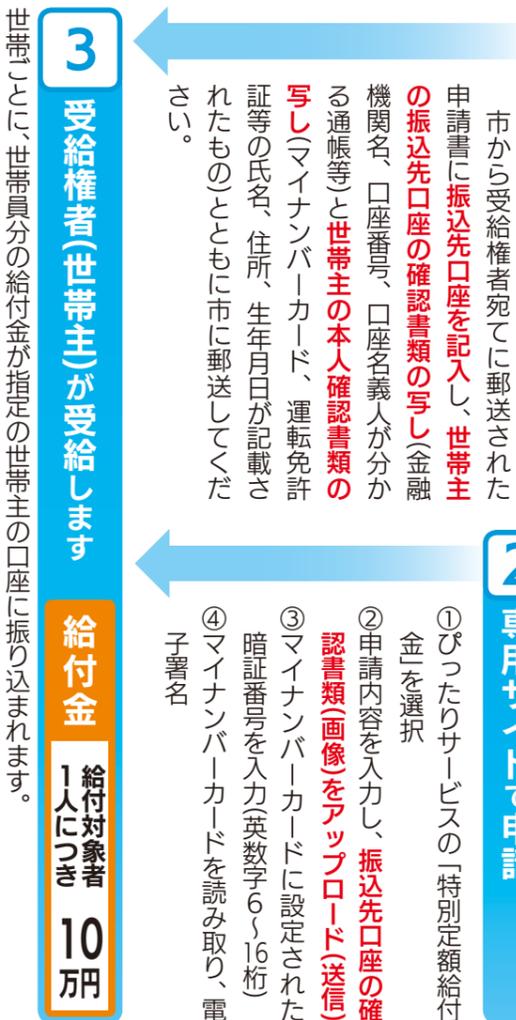
申請書は、**基準日(令和2年4月27日)**において、**住民基本台帳に登録されている受給権者(世帯主)**に市から送付しています。

1 オンライン申請

2 専用サイトにアクセス

マイナポータルにアクセス
▲マイナポータル
利用には受給権者(世帯主)のマイナンバーカードが必要。また、マイナンバーカード読み取り対応の「スマホ」または「パソコンとカードリーダー」が必要です。

3 受給権者(世帯主)が受給します



このページの情報は、令和2年5月18日時点のものです。

事業者に支援金を給付します

長浜市事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、切迫した資金繰りを余儀なくされている事業者に対し、事業の継続を下支えします。

【要件】

令和2年1月以降の任意のひと月において、事業収入(売上)が**前年同月に比べて30%以上減少**しており、今後も事業継続する意思があること。

【対象】

令和元年12月31日以前から事業収入があり、市内に事業所を有する法人(中小法人等)・個人事業者
※対象のうち、市内の土地・建物を賃借して事業を営む人には、支給額を上乗せします。

【支援金額】

- 中小法人等：**50万円(一律)**
- 個人事業者：**30万円(一律)**
- 市内の土地・建物を賃借して事業を営む人：**+5万円(一律)**

【提出書類】

提出書類を左記まで郵送してください。

■長浜市事業継続緊急支援金支給申請書兼請求書

添付書類(詳しくはホームページ等に掲載する「提出書類一覧表」をご確認ください)

※申請書等は市ホームページからダウンロードすることができます。

【申請期限】

令和3年1月15日(金)まで

【問合せ・申請先】

商工振興課事業継続緊急支援金担当
〈本庁舎1階多目的ルーム3〉
〒526-8501
八幡東町632
☎65-6535
(平日9時〜11時30分、13時〜16時)



▲市ホームページ (事業継続緊急支援金)

経済産業省 持続化給付金

【給付対象の主な要件】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の任意のひと月において、事業収入(売上)が**前年同月比で50%以上減少**している事業者

【給付額】

中小法人等：**200万円**
個人事業者等：**100万円**

※いずれも、昨年1年間の売上から減少分が上限

【問合せ】

持続化給付金事業コールセンター
☎0120-115-570(毎日8時30分〜19時)



▲経済産業省ホームページ (持続化給付金)

滋賀県 新型コロナウイルス 感染拡大防止臨時支援金

【給付対象の主な要件】

県の休業要請を受け**4月25日(土)〜5月6日(水) 振休の全期間、休業等に全面的に協力**いただいた中小企業および個人事業主等

【給付額】

中小企業：**20万円(一律)**
個人事業主：**10万円(一律)**

【問合せ】

緊急事態措置コールセンター
☎077-528-1344(平日9時〜17時)



▲滋賀県ホームページ (臨時支援金)

市税・料金の猶予制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入の減少が原因で、市税や料金を納付することが困難になった人は、申請することで納付の猶予が受けられます。

詳しくはホームページもしくは担当課(4.5ページ参照)までお問い合わせください。



▲市ホームページ (生活支援関連)

もしかして

新型コロナウイルス? 相談・受診の目安

★相談・受診の前に
持病をお持ちの人で症状に変化のある人、新型コロナウイルス以外の病気が心配な人は、まずかかりつけ医にご相談ください。

次の症状に該当する人は、**直接医療機関に行かず**に、「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- ①強いだるさ、息苦しさ、高熱等の強い症状が1つでもある場合
- ②発熱・せきなどの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならぬ場合も含む)

※②の症状のある人で、高齢者・妊婦の人、基礎疾患のある人(糖尿病・心不全・呼吸器疾患・透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人など)は重症化しやすいためすぐに「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」

☎077-528-3621(24時間 毎日)
☎077-528-4865
✉corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

このページの情報は、令和2年5月18日時点のものです。

給付金詐欺

【ご注意ください】

市や国・県などが給付金や支援金について次のことを行うことは**絶対にありません!**
また、暗証番号、通帳口座番号、キャッシュカード、マイナンバーは**絶対に教えたり渡したりしないでください。**

×現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること

×受給にあたり、手数料の振込みを求められること

×メールを送り、URLをクリックして申請手続きをお願いすること

「怪しいな」と思ったら 遠慮なくご相談ください

▼長浜市消費生活相談室

☎65-6567

▼お近くの警察署

▼警察相談専用電話

☎#9110

▼消費者ホットライン

(局番なし3桁) ☎1-888

▼新型コロナウイルス給付金 関連消費者ホットライン

☎0120-213-188

このページの情報は、令和2年5月18日時点のものです。